

監査公表第4号（令和3年5月14日、県公報第199号登載）

本庁定期監査結果に基づく措置通知（令和2年度）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した本庁定期監査の結果（令和2年11月9日2監総第650号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月14日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	長裕海

福岡県監査委員 藤山泰三殿  
同 世利洋介殿  
同 森行一殿  
同 長裕海殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年11月9日2監総第650号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり ・県民生活部 スポーツ局 スポーツ振興課	資金前渡により支払われた その他需用費（資料代）につ いて、精算書により精算すべ きところ、これを行っていな かった。	令和2年9月18日に精算書を作 成し精算した。 局として、本件について、10月 30日に局内全職員に対して以下の 留意点を示した文書を回覧し、事務 を適正に行うよう指導した。 ・資金前渡職員は、支払を終了した 日の翌日から起算して5日以内に 精算する必要があること。 ・月の末日に、支払情報内容一覧 表、支出負担行為決議書兼支出命 令書、精算書等と前渡資金を照合 の上、一覧表に支出命令者の照合 印を押印する必要があること。 また、監査における指摘事項等及 びその対応策については、例規ファ イルとして整理し、全職員が閲覧で きるようにするとともに、課、局と して確実に引継を実施することによ り、再発防止を図ることとした。 部としても、部内全所属に対し、 令和2年11月11日付社会活動推 進課長通知を発出し、本指摘事項に ついて注意を促すとともに、会計事 務に当たっては、公金を扱う責任を 自覚して、その関係規定を確認し、 再発防止に努めるよう指示した。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
環境部	<p>雑入（行政代執行費用返還金）の収入未済額が、前年度に比べて 399,000 円減少しているものの、依然として多額である。</p>	<p>本件の収入未済は、産業廃棄物処理業者の不適正処理により生じた生活環境保全上の支障のおそれを除去するために実施した行政代執行費用に関するものである。</p> <p>行政代執行事案が新たに発生しないよう、不適正処理の未然防止、早期是正を図るため、産業廃棄物処理業者に対する平時の監視業務を担当している保健福祉環境事務所とともに、監視指導課職員も立入検査や報告徴収による事業場の監視や諸書類の検査等の確認を行う機会を設け、対応を強化した。</p> <p>また、継続的に滞納者の財産調査を実施し、新たに判明した財産の差押えや一括納付が困難な滞納者からの一部納付等により、収入未済縮減に努めている。</p>
保健医療介護部	<p>公有財産の修繕等の支出について、契約書に支払期限の定めがある場合は請求書受理日から 30 日以内、契約書を省略している場合は請求日から 15 日以内に代金を支払うべきところ、支払いが遅延しているものが多数あった。</p>	<p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律の内容について、課長から令和 2 年 7 月末に行った係長以上が出席する会議を通じて、今後は支払遅延を生じさせないよう課全職員に指導した。</p> <p>支払計画表等を作成し、起案者、副任、係長が支払いに遅延がないか確実に内容を確認するよう再徹底することとした。</p> <p>課長補佐以上も決裁時に請求書の受領日や支出命令書の日付などを見て、遅延がないか確認することとした。</p> <p>加えて、内部統制制度による、財務事務見える化リスト及びリスク評価シート等による課内業務の管理を徹底することとした。</p> <p>部としても、部内全所属に対し、令和 3 年 1 月 6 日付保健医療介護総務課長通知を発出し、本注意事項を踏まえ、再発防止に努めるよう指導した。</p>

<p>建築都市部</p>	<p>資金前渡により支払われたその他役務費（ごみ焼却手数料）について、焼却処分の延期を決定した日の翌日から起算して5日以内に精算し、返納の手続を行うべきところ、これを行わず、延期後の焼却処分の日に支払い、精算を行った。</p>	<p>今後は、随時指定の資金前渡職員を指定する際、支払予定日の翌日から起算して5日以内に精算するよう指導することとした。</p> <p>また、支払予定日における支払の有無を確認し、支払予定日が延期になった場合においても、精算手続を求めることを徹底することとした。</p>
<p>総務部</p>	<p>公印規程に定める職印（2点）について、備品登録すべきところ、これを行っていなかった。</p>	<p>全ての公印と一般備品管理一覧表の登録内容を照合確認の上、備品登録漏れを速やかに是正すべく必要な登録を行うとともに、不要な登録の抹消の手続を行った。</p> <p>また、同表に登録がある公印は、備品登録済であることが分かるよう、管理ラベルを印箱等に貼付した。</p> <p>さらに、毎年4月に、公印と同表の照合・確認を徹底し行うこととした。</p> <p>加えて、他部においても同様の事案が生じていることから、公印管理の所管課として、令和2年12月に公印の適正な管理について各所属長あてに通知を発出し、周知徹底を図った。</p>